

2 修理第593号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 株式会社 常光

事業所の
所 在 地 北海道帯広市東3条南10丁目

事業所の
名 称 株式会社 常光 帯広営業所

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和2年5月12日から
令和7年5月11日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和2年5月8日

農林水産大臣

江藤

拓

